

許 可 証

住 所 竹原市新庄町10466番地3  
氏 名 西日本環境開発協同組合  
代表理事 岸本 拓也

令和4年10月14日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可の年月日 許可番号	令和4年11月1日 第17号
営業所の所在地 及び名称	竹原市新庄町10466番地3 西日本環境開発協同組合 代表理事 岸本 拓也
廃棄物の種類	一般廃棄物（多量ごみ）
収集・運搬 及び処分の別	収集・運搬・処分（中間処理）
営業の区域	竹原市内
処理手数料	
許可期間	令和4年11月24日から令和6年11月23日まで
許可条件	裏面のとおり

令和4年11月1日

竹原市長 今 榮 敏 彦

